

令和5年

第11回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和5年第11回教育委員会会議 議事録

1 期 日 令和5年7月13日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時

4 閉 会 午後3時

5 出席者 教育長 安田 浩幸
委員 吉村 昌之
大塚 和歌子
伊勢 昌弘
松塚 智宏

6 説明のための出席者

教育次長	村田 詠吾	教育次長	和田 渉
総務課長	高島 知行	教職員給与課長	伊岡森 亨
高校教育課長	藤澤 修	特別支援教育課長	熊谷 司
生涯学習課長	中田 善英		

7 会議に付した事項

議案第26号 教職員の懲戒処分について
議案第27号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案
について
議案第28号 県立学校職員の任免について
議案第29号 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について
議案第30号 第25期秋田県障害児就学審議会委員の任命について
議案第31号 秋田県社会教育委員の委嘱について
議案第32号 秋田県生涯学習審議会委員の任命について

8 可決した事項

議案第26号 教職員の懲戒処分について
議案第27号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案
について
議案第28号 県立学校職員の任免について
議案第29号 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について
議案第30号 第25期秋田県障害児就学審議会委員の任命について
議案第31号 秋田県社会教育委員の委嘱について
議案第32号 秋田県生涯学習審議会委員の任命について

9 報告事項

- (1) 令和5年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座」について
- (2) 「秋田県立鹿角高等学校」校歌歌詞・校章デザイン募集について

10 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和5年第11回教育委員会会議を開催いたします。
本日の議事録署名員は1番吉村委員と3番伊勢委員にお願いします。
4番奥委員は、欠席しております。

審議に入る前に、議事の進行についてですが、議案第26号の「教職員の懲戒処分について」及び議案第28号の「県立学校職員の任免について」は、その他全ての案件終了後に行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、そのように進行いたします。
はじめに、議案第27号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」教職員給与課長から説明をお願いします。

【教職員給与課長】

議案第27号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」
説明概要

- ・感染症法施行規則の改正により、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、防疫業務手当について定めた特殊勤務手当の規定について整備しようとするもの。
- ・法律上5類へ移行した新型コロナウイルス感染症について、防疫業務手当の支給対象となる感染症から削るほか、一般職員に準じ、一類、二類、三類及び指定感染症について、手当の支給対象として新たに加える。
- ・公布の日から施行する。
- ・今回の規則改正案については、事前に県の人事委員会へ協議依頼を行い、今日10日付で、異議なしという内容で回答をもらっている。

【安田教育長】

ただいまの説明について質疑等ございませんか。
特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第27号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第27号を原案どおり可決します。

次に、議案第29号「秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第29号「秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・平成28年度からの第7次秋田県高等学校総合整備計画を着実に遂行するにあたり、秋田県立高等学校の生徒定員を改めるもの。
- ・来春開校する鹿角高校の生徒定員に関する規定を追加するとともに、令和6年度における鹿角高校以外の学級減等に伴う生徒定員の変更に関して、所要の規定を整備する。

【安田教育長】

ただいまの説明について質疑等ございませんか。

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第29号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第29号を原案どおり可決します。

次に、議案第30号「第25期秋田県障害児就学審議会委員の任命について」特別支援教育課長から説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

議案第30号「第25期秋田県障害児就学審議会委員の任命について」説明概要

- ・第24期秋田県障害児就学審議会委員の任期が令和5年8月4日で満了することから、その後任について承認を得る必要がある。
- ・本審議会では、秋田県教育委員会の諮問に応じ、障害児の障害の状態、教育上必要な支援の内容等を審査し、適切な就学について審議を行う。
- ・委員は18名で、県医師会からの推薦により選出した医師が5名、特別支援教育、心理学の分野の学識経験者が2名、公募委員が1名、教育関係者が5名、関係行政機関の代表が5名である。
- ・新任が9名、再任が9名である。
- ・女性委員は6名で、全体の33.3%である。
- ・任期は令和5年8月5日から令和7年8月4日の2年間である。
- ・今年度の審議会は令和6年1月17日に開催する予定である。

【安田教育長】

ただいまの説明について質疑等ございませんか。

【吉村委員】

資料を見たときに、保護者の方はいらっしゃらないのかと思ったのですが、公募委員の大越委員が保護者であるということで、やはりこのような審議会には保護者の方が入ることが望ましいかなと思います。今後、できれば1人、2人と入っていただければよいのではないかと思います。

【大塚委員】

この審議会では、市町村で判断が困難なときに意見を聞くという説明がありましたが、そういった事例は毎年どのくらいあるのでしょうか。

【特別支援教育課長】

この審議会では、実際にはそのようなケースが上がってきたことはございません。それぞれの市町村の教育支援委員会でかなり審議されております。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第30号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第30号を原案どおり可決します。

次に、議案第31号「秋田県社会教育委員の委嘱について」生涯学習課長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

議案第31号「秋田県社会教育委員の委嘱について」説明概要

- ・現在の委員の任期が満了となることから、秋田県社会教育委員に関する条例第2条に基づき委嘱するものである。
- ・委員は条例の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者から委嘱することとなっている。
- ・今回の改選の方針として、1期目を終えた委員は再任、2期目を終えた委員は退任としているが、加藤委員については県社会教育委員連絡協議会の会長職になっていることから、5期目を委嘱したいと考えている。
- ・新任の8名については、退任した委員の役職や分野を補充する観点を重視し、自治体・年齢・性別などのバランスを考慮した選出と、公募による選出を行った。
- ・任期は令和5年7月16日から令和7年7月15日までである。

【安田教育長】

ただいまの説明について質疑等ございませんか。

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第31号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第31号を原案どおり可決します。

次に、議案第32号「秋田県生涯学習審議会委員の任命について」生涯学習課長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

議案第32号「秋田県生涯学習審議会委員の任命について」説明概要

- ・秋田県生涯学習審議会委員は、平成30年度から秋田県社会教育委員が兼任することとしている。
- ・当該委員は議案第31号の社会教育委員14名をそのまま充てることとしている。
- ・任期は令和5年7月16日から令和7年7月15日までである。

【安田教育長】

ただいまの説明について質疑等ございませんか。

【松塚委員】

委員の中で、国際教養大学の真壁先生と秋田大学の山口先生の専門は何でしょうか。

【生涯学習課長】

真壁先生は県立高校で英語の教員をしていた方です。秋田大学の山口先生は社会教育を専門としています。

【伊勢委員】

社会教育委員と生涯学習審議会委員は同じ人がやるということですが、2つに分かれている意味はあるのでしょうか。

【生涯学習課長】

生涯学習審議会に関しては、これまでも国のレベルで生涯学習に関する政策方向性に転機が訪れた場合に、審議して県の方針を決めていくことを目的に開催してきました。

社会教育と比べて、生涯学習というのは非常に大きな視点から見ることになりますが、生涯学習審議会をより具体的に進めていこうということで、だんだんと方向性が同じくなり、対応策も重複している部分も非常に多くなってきたので、まず差別化が難しい状況ではあります。

ただ、今後の生涯学習に関しては、国の方針でまた新たな方向性が提示された場合に、やはり生涯学習審議会としても審議していかなければならない場面が出てくるかもしれませんので、残しておくということにしています。

【伊勢委員】

今は機能的に同じような役割になっているけれども、役割がまた大きく変わってくる場合もあ

るのでやはり両方必要ということですね。

【生涯学習課長】

そのとおりです。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第32号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第32号を原案どおり可決します。

次に、報告事項の「令和5年度秋田県立秋田明德館高等学校『科目履修講座』について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項（1）「令和5年度秋田県立秋田明德館高等学校『科目履修講座』について」説明概要

- ・開講日は令和5年10月2日から令和6年2月9日までである。
- ・後期から募集する講座は、英会話、ハンゲル語である。
- ・本講座の募集については、各市町村教育委員会に広く周知を依頼しているほか、秋田市の広報や魁新報、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞への掲載を依頼する予定である。

【安田教育長】

ただいまの説明について質疑等ございませんか。

【吉村委員】

講師はどのような方がされてるのでしょうか。

【高校教育課長】

英会話の講師はロナルド・アドコック先生、ハンゲル語は金森福子先生です。また、通年の講

座ですが、「秋田の歴史入門」と「専門郷土史」の講師は半田和彦先生です。

【吉村委員】

募集人数について記載されていますが、実際にはどのくらいの受講者がいるのでしょうか。

【高校教育課長】

英会話初級が定員 18 名のところ受講者 18 名、中級が定員 18 名のところ受講者 15 名、ハン
グル語初級が定員 15 名のところ受講者 15 名、中級が定員 18 名のところ 17 名で、少しずつ増
えてきている状況です。

【吉村委員】

思った以上に参加されている方が多いのだなと感じました。
講師の先生方は前から継続的にやられているのでしょうか。

【高校教育課長】

秋田明德館高校と我々で講師の先生を選んで依頼していますが、非常に人気のある講座でな
かなか変えられない部分もあり、ここ数年は同じ講師の方をお願いしています。ただ、これら
講座を継続していく中で、新しい講師の先生もいろいろ検討していく必要があろうかと考えて
います。

【吉村委員】

自分のレベルアップのために、初級から中級まで継続して受講する方もいらっしゃるの
でしょうか。

【高校教育課長】

中には、そういった方もいらっしゃいますし、自信のある方であれば最初から中級を選ぶ
こともあります。

【吉村委員】

初級、中級とあるので、上級もあってもいいのではないかと思います。生涯学習、大人の学び
ということで、募集人数を少なく設定している状況だとは思いますが、そういう意識のある方
が多いのであれば、講座を増やせばいいなと思いました。

【高校教育課長】

社会人の方々のほかに、高校生も校時内に科目履修講座を選択できます。わずかではありま
すけども高校生も受講しておりまして、その生徒たちがいる限り続けていきたいと思ってお
ります。今後の方向性については、ニーズを色々と聞きながら検討してるところです。

【吉村委員】

今、英語やハンゲル以外の講座のニーズも出てくる可能性もあるのではないのでしょうか。

【高校教育課長】

この講座は平成7年度から始めたのですが、以前はロシア語や中国語、パソコンなどの講座もありました。ただ、なかなか受講者が集まらず、特に高校生の希望者が少なかったため、閉講してきた経緯もあります。パソコンに関しては、例えばコンソーシアム秋田においてプログラミングなど、高大接続として、大学の先生方が夕方に講義をしているものもあり、そちらに参加する生徒もいます。何を講座として設定していくかというのは、この後、特に定時制・通信制の生徒の要望を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

【大塚委員】

物価が上がっている中、ここ数年ずっとこの値段でやっていただいているということで、この受講料でやってくれるというのはありがたいと思います。そのあたりをアピールできればいいのではないかと思います。

【高校教育課長】

県の高等学校授業料等徴収条例の中で、1時間当たりの聴講料が決まっております。1講座95分ですので、3500円と設定しています。

【安田教育長】

他になければ、次に、二つ目の「『秋田県立鹿角高等学校』校歌歌詞・校章デザイン募集について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

- 報告事項（2）「『秋田県立鹿角高等学校』校歌歌詞・校章デザイン募集について」説明概要
- ・校歌の歌詞及び校章デザインについては、鹿角高等学校を広く県民にPRし、関心を高めるため、一般公募とする。
 - ・募集期間は令和5年7月18日から8月31日までで、応募資格についての制限はない。
 - ・校章のデザインの公表は令和5年12月の教育委員会会議、校歌の公表は令和6年2月の教育委員会会議を予定している。

【安田教育長】

ただいまの説明について質疑等ございませんか。

【大塚委員】

能代科学技術高校でも、制服に付いている校章のバッジを生徒たちが愛でるように見ている様子を見て、ちゃんと定着したのだなと思いましたし、校歌を初めて聴いたときは涙が出ました。鹿角高校もとても楽しみです。

【安田教育長】

ここで、「5 その他」として何かございませんか。

特になければ、議案第26号及び議案第28号については、人事案件であることから秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

異議がないので、秋田県教育委員会会議規則第25条により秘密会とします。傍聴の方は、退室願います。

※秘密会のまま終了